

特定非営利活動法人 農業塾「風のがっこう」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人農業塾風のがっこうと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、農業を担う起業家等の人材育成事業を進めることにより、社会教育の推進、循環型の農業の振興による環境保全、地域の伝統産業の振興によるまちづくり、雇用機会の拡充を支援する活動、高齢者、障害者の就業を支援する活動、子どもの健全育成等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 農業関連分野における事業化支援事業
- (2) 農業を起業し実践する人材の育成事業
- (3) 総合的学習、インターンシップ等子どもの職業的能力を高める事業
- (4) 高齢者、障害者等の就業支援に関する事業
- (5) 上記の事業を進めるための調査研究事業、普及・啓発事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

(その他の事業)

第 6 条 この法人は、事業活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げるその他の事業を行うことができる。

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、団体会員、個人会員を法上の社員とする。

- (1) 団体会員 この法人の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して加入した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同してこの会を賛助するために加入した個人

(加入)

第 8 条 この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 加入の承認は、理事会が行う。

(会費)

第 9 条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失除宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 11 条 この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会に出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第13条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち専務理事1名、常務理事1名以内を置くことができる。

(役員を選任)

第15条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 理事長及び専務理事、常務理事は、理事の互選により定める。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

- 2 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した団体会員、個人会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第 19 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人に事務局を設ける。

- 2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、団体会員、個人会員(以下、構成員とする)をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定ならびにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 構成員総数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示した書面をもって請求があるとき
- (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号に定める場合には、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、構成員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会の議決は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各構成員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長の他出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 16 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記するこ

と)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 41 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- 2 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。
- 3 事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第 44 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他の事業の会計)

第 45 条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 7 章 解散及び定款の変更

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において構成員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得て、解散することができる。

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会において出席構成員の 3 分の 2 以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第 8 章 雑則

(公告)

第 48 条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

(雑則)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める次の通りとし、その任期は、2006 年 5 月 31 日までとする。

役職名	氏 名
理事長	鎌田 昌市
理事	廣畑 民雄

理事	山重 明
理事	楠本 幹夫
理事	萩本 哲夫
理事	小田 田鶴子
理事	林中 徹雄
理事	岡崎 正昭
理事	古屋 接雄
理事	満月 廣人
理事	中村 維興
理事	長谷川 豊
監事	岡本 泰成
監事	岡田 正裕

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 なし
 - (2) 正会員 個人 5,000 円 団体 100,000 円
賛助会員 2,000 円

附則

- 1 この定款は平成 20 年 1 月 30 日から施行する